



トピックス 問題の多いマルチ商法 P.2

発行／富山県生活文化課・富山県消費生活センター

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

くらしの

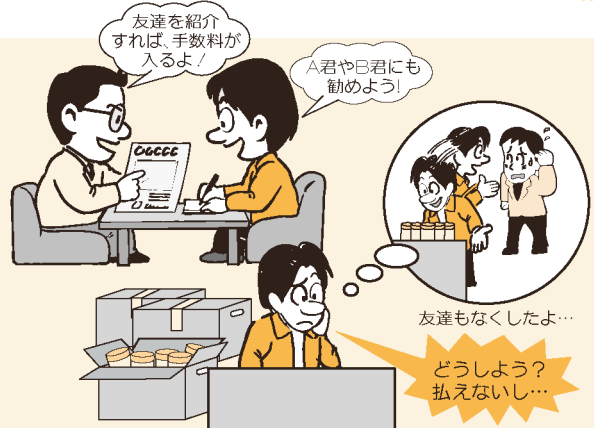
相談窓口から

マルチ商法にご用心

売れて儲かるはずの健康食品が？

相談

ある日、大学の友人から、「誰にでもできる簡単なサイドビジネスがある。販売組織に他の人を加入させて、商品（健康食品）を売るとリベートが入ってきて収入になる。努力次第で年収1千万円も夢ではない。」と誘われた。そして、「会員になるには、その商品の良さを自覚するため、まず自分が50万円で買わなければならない。」と言われた。私が「そのようなお金はない。」と言うと、友人は「クレジットを組めば大丈夫。」と言い、そのとおりにした。しかし、知人に勧めても組織に加入して商品を買ってくれる人はおらず、無理に勧めるので交友関係にもひびが入ってしまった。クレジットの支払もできないので、解約して商品を返したい。



(21歳 大学生)

回答

これは、商品を買うなどして会員組織に入会し、新たな会員を勧誘すると特別の利益が得られるというマルチ商法（最近では、「ネットワークビジネス」と称する場合もある。）の相談事例です。

マルチ商法は、特定商取引に関する法律では「連鎖販売取引」といい、様々な規制がかけられています。契約締結前に、当該連鎖販売業の概要を記載した書面（概要書面）を、また、契約締結後は遅滞なく、契約内容について明らかにした書面（契約書面）の交付が義務付けられています。勧誘に際して不実のことを告げたり、強要して契約させることなども禁止されています。マルチ商法の場合、契約書の交付日、又は商品を受領した日のいずれか遅いほうの日から20日間のクーリング・

オフ期間（無条件解約できる期間）が設けられています。

この相談事例では契約書を受け取ってから14日目でしたので解約書面の発信を助言したところ、無条件解約することができました。また、クーリング・オフ期間の20日を過ぎても、加入者はいつでも組織から脱会でき、一定条件の元、商品を返し適正な額の返金を受けることができます。（中途解約の返品ルール 次ページ参照）

マルチ商法は、次ページのような問題点がありますので、もし誘われたとしても、家族など信頼できる人に相談し、少しでも不安に感じる場合はきっぱりと誘いを断ることが重要です。

*マルチ商法の詳しい解説は次ページ

問題の多いマルチ商法

若者に多いマルチ商法の被害

平成17年度上半期に富山県消費生活センターに寄せられたマルチ商法に関する相談のうち、28%が20歳代の若者からの相談でした。成人になったばかりの若者は、社会経験に乏しいため、甘い言葉などに騙されやすく、大学生を中心にマルチ商法の被害が広がっています。

マルチ商法への誘いの言葉ーこんな言葉に要注意ー

- ・これで君も青年実業家、君も勝ち組になろう。
- ・たくさんポストがあるわけではないので早い者勝ちですよ。
- ・借金してもすぐ返せる、いっしょにがんばろう。
- ・親に話すとチャンスを失うことになる。
- ・マルチ商法ではありません。これはニュービジネスで安心です。
- ・世の中のためになる仕事で社会参加しよう。

マルチ商法の問題点

マルチ商法は、会員を増やせば増やすほどバックマージンが入り収入になりますが、個人によるピラミッド型の組織になるため、会員拡大には限界（※）があり、構造的にはいつかは破綻する販売方法といえます。（※仮に1日に2人会員を勧誘すると27日目には1億3千万人以上になり、日本の人口を超えてしまいます。）
また、会員になって勧誘に努めたが、誰も加入してくれず、自分が買った商品のローンだけが残ったことにより、自らが被害者になるだけでなく、利益を得るため会員を増やそうとするあまり、他の人を強引に勧誘したりすると、自分自身が加害者にもなり、友情が壊れ、信頼を失ってしまう可能性もあります。

消費者へのアドバイス

マルチ商法に誘われたら・・・

- ①プロでもない者が商品を売るのは容易なことではありません。セミナーの会場などで成功者の話を聞くことはありますが、実際に儲かるのは一握りの上位の者だけです。
- ②業者は利益の根拠、計算方法等を書面で明示しなければならないので、取引の仕組、リスク等の説明を十分に受け、慎重に判断しましょう。納得できないときは、例え親しい人からの誘いであっても契約しないことが賢明です。
- ③世の中にはうまい話はない、楽しく儲かる仕事はないことを、肝に銘じておきましょう。

たとえ契約しても・・・

- ①20日間のクーリング・オフ期間（無条件で契約を解除できる期間）があります。
- ②また、クーリング・オフ期間（20日間）が過ぎても途中で退会できます。組織に加入して1年未満に退会した場合、引渡を受けてから90日未満の商品で、未使用の再販売していない商品は、代金の10%以内の違約金で返品できます。[中途解約の返品ルール]

ネズミ講について

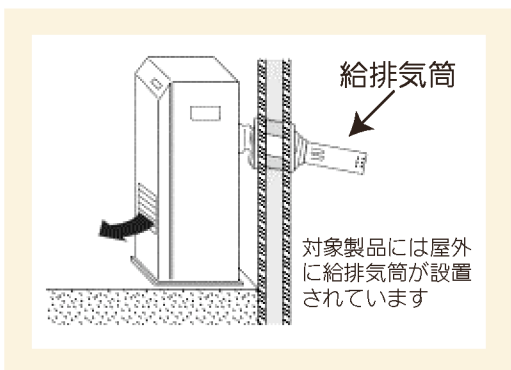
マルチ商法に似たものにネズミ講（無限連鎖講）があります。ネズミ講はマルチ商法と違い、商品等が介在せず、後から組織に加入した者が支出した金銭や有価証券を、先に加入した者が受け取る配当組織で、法律で禁止されており、人を勧誘すれば刑事罰の対象になります。

パソコンや携帯電話を利用した勧誘もあり、瞬時に広がる危険性もあるので注意しましょう。

松下電器産業(株)に対する消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令

経済産業省は、平成17年11月29日、松下電器産業(株)が昭和60年～平成4年に製造した温風暖房機から一酸化炭素が漏洩する可能性があることから、同社に対し、消費生活用製品安全法第82条の規定に基づき、該当する製品について、回収又は点検及び改修、危険性の周知等必要な措置をとるよう緊急命令を発動しました。

対象製品を未点検のまま使用すると、一酸化炭素を含む排気ガスが室内に漏れ出し、**場合によっては死亡事故に至るおそれがあります。対象製品をお持ちの方は、直に使用を中止し、松下電器産業(株)の問合せ先(0120-872-773)に連絡してください。**



昭和60年～ 平成3年製造 FF式石油温風機	平成3年～ 平成4年製造 FF式石油温風機	平成元年～ 平成3年製造 石油フラット ラジアントヒーター
品番 OK-2525 OK-3536 OK-2526 OK-3537 OK-2535 OK-4020 OK-2536 OK-4030 OK-3525 OK-2526HA OK-3526 OK-3527HA OK-3527 OK-4020HA OK-3535	OK-302B OK-303B OK-402B OK-403B	OK-R500F OK-R501F OK-V501F OK-U501AF OK-R800C OK-R800AC

地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した架空請求にご注意!

現在利用されている地上アナログテレビ放送（以下、「地上アナログ放送」という）は、2011年7月24日に放送終了となる予定です。そのため現在、地上アナログ放送から地上デジタルテレビ放送（以下、「地上デジタル放送」という）への移行作業が始まっています。この地上デジタル放送移行に便乗して、国や自治体の関係機関をかたって請求書を送りつけたり、アンテナ工事等を勧誘する悪質な訪問販売などといった被害の発生が考えられます。不審な点があれば、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

また、地上デジタル放送に関する情報は、総務省の地上デジタル放送周知広報用ホームページに詳しく掲載されていますので、ご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html

くらしのアドバイザー通信

県では、県内の100名の方を「くらしのアドバイザー」として委嘱し、消費者啓発講座「くらしの相談会」の開催等の消費生活知識の普及啓発や地域住民の方々からの消費生活相談の受付等の活動をしていただいています。このコーナーでは、くらしのアドバイザーの皆さんから寄せられた普段の活動の様子をご紹介します。

先日、私宛に「消費料金未納通知」というハガキが届きました。見るからに怪しく、ハガキに書いてある住所を調べましたがその住所は存在しませんでした。私はアドバイザー研修会等での知識があったので、すぐに架空請求であることがわかりましたが、知らない人は騙されてしまう可能性があると思い、そのハガキを見せながらできるだけ多くの方に注意を呼びかけました。

【南砺市 Fアドバイザー】

>>>くらしのアドバイザーやくらしの相談会の開催についてのお問い合わせ先<<<

県庁生活文化課消費生活係 TEL：076-444-3129

漬物の表示について

漬物は、原料原産地等に加え、漬け原材料（塩、醤油など漬けた野菜以外の原材料）の表示が義務づけられています。

また、主要な漬け原材料に基づいて、塩漬、しょうゆ漬け、こうじ漬け、ぬか漬けなどの名称が定められています。近年、生産量が増えているため新たに加わった「はくさいキムチ」、「はくさい以外の農産物キムチ」は、「はくさいキムチ」「農産物キムチ」などと表示しなければなりません。

＜記載例＞

名称	はくさいキムチ	←または「キムチ」
原材料名	白菜、人参、漬け原材料（食塩、昆布、とうがらし）、調味料（アミノ酸等）、甘味料（甘草）	←漬け原材料の記載
原料原産地名	富山市八尾産（白菜、人参）	←原料原産地の記載
内容量	200g	
賞味期限	枠外下部記載	
保存方法	5℃以下で保存	
製造者	〇〇〇〇 富山県富山市△△123	

問い合わせ先：富山県食料政策課食品安全係 TEL 076-444-8816

平成18年度公正取引委員会「消費者モニター」募集のお知らせ

公正取引委員会では、毎年、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく「消費者モニター」を募集しています。

- 1 応募資格** 20歳以上の一般消費者の方
- 2 仕事の内容** 研修会への出席(年2回)、アンケート調査への回答、消費者としての意見や要望の提出、その他公正取引委員会が行う調査等への協力
- 3 任期** 平成18年4月から平成19年3月末日までの1年間
- 4 応募締切** 平成18年2月15日(水)

応募方法など詳細につきましては下記までお問合せください。

公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課 TEL052-961-9423 ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

消費生活に関する相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター	☎076-443-2047
富山市新桜町7番38号(富山市役所本庁舎内)	
大沢野総合行政センター	☎076-467-5810
大山総合行政センター	☎076-483-1212
八尾総合行政センター	☎076-454-3114
婦中総合行政センター	☎076-465-2115
山田総合行政センター	☎076-457-2113
細入総合行政センター	☎076-485-9001
魚津市	☎0765-23-1003
滑川市	☎076-475-2111(323)
黒部市	☎0765-54-2111(163)
宇奈月町	☎0765-65-0211(244)
舟橋村	☎076-464-1121(21)
上市町	☎076-472-1111(140)
立山町	☎076-463-1121(261)
入善町	☎0765-72-1100(134)
朝日町	☎0765-83-1100(152)
砺波市	☎0763-33-1111
庄川支所	☎0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
 消費生活相談 ☎(076) 432-9233
 消費者金融相談 ☎(076) 433-3252
 URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】 午前8時30分～午後5時
 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課	☎0766-20-1522
高岡市広小路7番50号	
福岡総合行政センター	☎0766-64-5333
氷見市	☎0766-74-8010
小矢部市	☎0766-67-1760(424)
南砺市	☎0763-23-2008
福野行政センター	☎0763-22-1101
井波行政センター	☎0763-82-1181
城端行政センター	☎0763-62-1213
福光行政センター	☎0763-52-1571
平行政センター	☎0763-66-2132
上平行政センター	☎0763-67-3212
利賀行政センター	☎0763-68-2112
井口行政センター	☎0763-64-2212
射水市	☎0766-52-7966

(括弧内は内線)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)
 消費生活相談、消費者金融相談
 ☎(0766) 25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
 ☎(076) 432-5690 午前9時～午後4時